（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第十一条　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成三十年財務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則ただし書中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改める。

（国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令の一部改正）

第十二条　国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（平成三十年財務省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項の改正規定中「「送信させる」を「送信させ、又は提出させる」」を「「送信する」を「送信し、又は提出する」」に改める。

第九条の改正規定中「第九条」を「第十二条」に、「「国税庁」を「当該処分通知等を受ける者」」を「「国税庁の使用に係る電子計算機」を「特定電子計算機」」に改める。

第八条の改正規定中「第八条第一項中「第五条の規定により電子情報処理組織を使用して行われた国税通則法第百二十三条第一項及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十七条の請求に対してこれらの規定により行う証明書の交付」を「別表に掲げる法令の規定に基づき税務署長等が行う処分通知等のうち国税庁長官が定めるもの」に改め、同条第二項中「」を「第十条中「前条第二項の」に改め、「証明書」を「」の下に「電子情報処理組織を使用する方法により前条第二項の」を加え、「この項及び次条」を「第十二条まで」に改め、「これらを国税庁」の下に「の使用に係る電子計算機」を加え、「処分通知等を受ける者」を「特定電子計算機」に改め、同条の改正規定の前に次のように加える。

第九条第一項中「者の使用に係る電子計算機」の下に「（次条及び第十二条において「特定電子計算機」という。）」を加え、同条第二項中「第五条の規定により電子情報処理組織を使用して行われた国税通則法第百二十三条第一項及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十七条の請求に対してこれらの規定により行う証明書の交付」を「法令の規定に基づき税務署長等が行う処分通知等のうち国税庁長官が定めるもの」に改める。

附則第一項第三号中「第八条の改正規定、第九条の改正規定及び別表」を「第九条の改正規定、第十条の改正規定及び第十二条」に、「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改め、同項第四号中「「送信させる」を「送信させ、又は提出させる」」を「「送信する」を「送信し、又は提出する」」に、「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第四項中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第五項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

附則第七項中「第八条及び第九条」を「第九条、第十条及び第十二条」に、「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に、「第八条第一項」を「第九条第二項」に改める。

（税理士法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第十三条　税理士法施行規則の一部を改正する省令（平成三十一年財務省令第十五号）の一部を次のように改正する。

附則第一項中「同年七月一日」を「令和元年七月一日」に改める。

附則第四項中「平成三十一年六月三十日」を「令和元年六月三十日」に改める。

（国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令の一部改正）

第十四条　国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（平成三十一年財務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

附則第一項第一号中「平成三十一年七月一日」を「令和元年七月一日」に改め、同項第二号中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

○財務省令第三十七号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行に伴い、並びに情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の規定に基づき、並びに同法及び財務省の所管する関係法令を実施するため、財務省関係の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十二月十三日　財務大臣　麻生　太郎

財務省関係の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

財務省関係の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年財務省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
財務省関係法令の情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則	財務省関係の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則
［章名を削る。］	**第一章**　総則
（趣旨）	（趣旨）
第一条　財務省の所管する法令に基づく手続等を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第六条から第九条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の法令に特別の定めのある場合を除くほか、この省令の定めるところによる。	**第一条**　財務大臣（法令の規定により権限を委任された者を含む。以下同じ。）に対して行うこととされ、又は財務大臣が行うこととしている財務省関係の行政手続等を、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。）第三条及び第四条の規定に基づき又は準じて、電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行う場合については、他の法令に特別の定めのある場合を除くほか、この省令の定めるところによる。
2　財務省の所管する法令に基づく手続等（情報通信技術活用法第六条から第九条までの規定の適用を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の法令に特別の定めのある場合を除くほか、情報通信技術活用法及びこの規則の規定の例による。	［項を加える。］